

関ヶ原都市計画下水道の変更（関ヶ原町決定）

関ヶ原都市計画関ヶ原町公共下水道の「2 排水区域」を次のように変更する。

2 排水区域

「区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 汚水 約301ha

理 由

- ・ 本町ではH27年度に下水道構想を見直し、下水道の利用予定がない区域については用途地域の有無に関わらず下水道整備区域（＝都決排水区域）から除外することで、下水道の早期概成・効率的な事業運営を行うものとした。
- ・ その後、10年が経過し、更なる下水道事業の効率化をはかるために、令和7年度に関ヶ原町公共下水道下水道全体計画（基本計画）の見直しを行い、既全体計画区域に区域外流入箇所を追加するとともに、下水道への接続意思がなく個別合併浄化槽にて整備することになった区域を除外する等、全体計画区域を変更した。
- ・ 今回、下水道事業の効率化のために、変更した全体計画区域と整合を図り、排水区域の一部を変更するものとする。

・ 変 更 理 由 書

本町の公共下水道は、平成 4 年 10 月に約 99ha を対象に都市計画決定し、その後、下水道計画の見直しにあわせて都市計画の変更を行い、排水区域を約 391ha に拡大した。この時拡大した排水区域は、当時の用途地域全域を含むものとしたが、その中には、道路法面や開発残地等の汚水が発生しない見通しの区域や、下水道接続意思のない既立地家屋や事業所、浄化槽整備済み区域等が含まれていた。

一方、下水道事業を取り巻く環境は、建設の時代から効率的な維持管理・持続可能な事業経営の時代に変化してきた。これを受け、国土交通省は、平成 26 年に農林水産省、環境省と共同で策定した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（H26 年 1 月 国土交通省，農林水産省，環境省）（以下、「H26 三省構想マニュアル」と呼ぶ。）」を公表し、排水区域の設定にあたっては、これまでの経済性の他に整備に要する時間や今後の運営管理等を踏まえて、下水道整備（面整備）の早期概成を目指して排水区域の見直し行なうことや下水道と農業集落排水施設を総合して効率的な運営管理を行なうこと等が示された。

本町では H27 年度に「H26 三省構想マニュアル」に基づき本町の下水道構想を見直し、用途区域に関わらず、道路法面や開発残地等の汚水が発生しない見通しの区域や下水道接続意思のない既立地家屋や事業所・浄化槽整備済み区域等、将来にわたって下水道の利用予定がない区域については、用途地域の有無に関わらず、都市計画決定区域（排水区域）から除外することで、下水道整備の早期完了と効率的な下水道事業運営を行うものとした。

その後、10 年が経過し、更なる下水道事業の効率化をはかるために、令和 7 年度に関ヶ原町公共下水道下水道全体計画（基本計画）を見直し、既全体計画区域に区域外流入箇所を追加するとともに、下水道への接続意思がなく個別合併浄化槽にて整備することになった区域を除外する等、全体計画区域を変更した。

今回、変更した全体計画区域と整合を図るために排水区域を見直し、既排水区域に区域外流入箇所を追加するとともに、個別合併浄化槽にて整備することになった区域を除外するものとした。

これらの変更により、早期の下水道整備の完了と効率的・効果的な事業運営を行う等、下水道事業の効率化を行うものとする。